

検討委員会の運営方法について

1. 公開について

本検討委員会の会議については、「八戸地域広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設整備方針検討委員会規則」第 2 条第 4 項により公開とするが、委員会の議決を経たときは非公開とすることができる、としている。

事務局案

- ① 会議は、原則として公開する。
- ② 傍聴者は、会議で発言することができない。
- ③ 会議における発言は、会議録として記録される。
- ④ 会議録は公開する。なお、会議録には氏名等は表記しない。
- ⑤ 委員名簿は、氏名のみを公開する。
- ⑥ その他詳細については、「八戸市附属機関の会議の公開等に関する取扱い」を準用する。

2. 会議録の確定について

会議録が真正なものであるとして認め確定する方法については、特段定めがなく、確定方法については次の方法が想定される。

- ① 会議における議決
- ② 出席委員全員による個別承認
- ③ あらかじめ指名された委員による承認

事務局案

「③あらかじめ指名された委員による承認」を採用する。

承認する委員は委員長とし、委員長が承認できない場合には副委員長が承認する。